

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

—— 一つの教団合同史論からの提言 ——

棚 村 重 行

はじめに

本講演では、日本基督教団成立に至る日本プロテスタント史の流れを、世界キリスト教史の中で発生した19世紀ないし20世紀エキュメニズムと交渉しつつ発展した「教会合同」へ向かう諸運動として、3期に分けて考察する。この過程をイメージ化して、ホップ・ステップ・ジャンプ（正確にはその後の実質化ジャンプも含む）からなる「3段跳び」に譬えてみたい。この考察を通し、今日の教団が抱える教会合同の実質化のための神学的、実践的諸課題を明らかにしたい。

なお、ここで用いられる「福音主義的公同主義ないし教会」とは、歴史的には16世紀以降西欧で成立し、各国で国教会樹立に至った「第一宗教改革運動」の系譜に立つ諸教派（ルター派、改革派、ピューリタン運動等）の神学の共通理念を指す。その神学の原理は、「規制する規範」としての聖書正典に証言され、「規制された規範」である信条を通し補助的に証言された「み言葉としての啓示」信仰に立つ。内容的に言えば、キリストの恩寵のみにより罪人が信仰により「義と認められ」、み霊により「聖化」される救いを信じる。教会はこの救いを中心とした「み言葉の宣言者」なる使命を担う全体教会である。このみ言葉の管理のため各個教会の権威を越えた監督制度、ないし長老制度、あるいは教会法により教会諸次元の関係を定めた政治体制を採用する。これに対して、「福音伝道主義ないし教会」とは、18世紀以後「制度の宗教」化した欧米の国教

会ないし諸教会を靈的に改革し、付随的に神学的な改革を目指した敬虔主義、メソヂスト運動、大覚醒運動などいわゆる「第二宗教改革運動」の結果誕生した諸教派や運動の共通理念を指す。その特徴は、信条の拘束性を認めず、聖書正典により証言された「み言葉としての啓示」を「内的経験」を通して信じる「心の宗教」である。そして、義認に続く聖化の体験を強調し、教会の使命は第一に「み言葉の宣言」のみならず広く世界に向かってなされる「伝道」であることを強調する。その為に、教会は全体教会であるよりも信仰者個人の「敬虔な交わり」であることを強調し、多くは会衆主義的政治を志向する。

以上の定義を踏まえ、本講演の議論を要約すればこうである。日本のプロテスタント史の独自性とは、「第一宗教改革運動」ではなく、「第二宗教改革運動」の神学的体質をもつ諸教派が、我が国では単なる教派移植に止まらず、世界のエキュメニズム運動と呼応して「教会合同」を希求しつつ「三段跳び」を飛んできたことである。だから、教団の21世紀にかけての課題は、「第一宗教改革」と「第二宗教改革」の長所を総合する「伝道する福音主義的公同教会」という理念的着地点を目指し実質的な合同ジャンプを続ける目標を鮮明にすることである。

第一段階 合同への「ホップ」(1872-1923)

「万国福音同盟会」の影響と「公会」運動の成立と崩壊、教派型教会の形成と「同盟会」の継続

さて、「万国福音同盟会」とは、19世紀の前半にイングランドで結成され欧米に拡大した「教会の一致」と協力、各国における信教の自由の実現をめざした個人参加（教派主体ではない！）の任意団体である。初期の日本伝道に従事したオランダ改革派の S. R. ブラウン始め宣教師のかなりが、この「万国福音同盟会」のメンバーであった。問題の「公会」運動は、1872年（明治5）初頭横浜居留地で英学を宣教師バラから学んでいた日本人青年キリスト者の間で「同盟会」の呼びかける新年初週祈禱会が持たれ、信仰復興が起こり、日本最初のプロテスタント教会が建設された。その後、宣教師会議で聖書の和訳や「日本基督公会」の設立が決議され、各地に、理念的には「無宗派」を掲げるが、現実

伝道する福音主義的公会教会へジャンプ！

的には各個教会を単位に「公会」が建設され、1874年（明治7）には、「同盟会」の「教理的基礎」を土台にした「信仰諸則」を含む「日本基督公会条例」を採択した。しかし、新島襄はじめ合同反対の宣教師の動き、更には本国諸教派も出先国日本における宣教師らの個人プレー的の合同主義には乗り気ではなく、ついに1877年（明治10）までには「公会」運動は頓挫した。

さて第一に、「公会」運動の「信仰理解」の特徴であるが、「万国福音同盟会」の「教理的基礎」九個条を京浜の諸公会が翻訳した「信仰諸則」邦訳文と英文原文を比較して、その特徴を考察する。第一に気づかされることは「同盟会」の「教理的基礎」における信仰個条の配列が一種のプロテスタント的神学構造をなしており、それを邦訳した「公会」運動の「信仰諸則」においてもその構造が概ね忠実に継承されたという点である。①第1—2条 聖書の規範性と個人的解釈権の容認 ②第3条 三位一体論、第4—5条 人間の全的墮落とキリストによる救済事業（受肉、贖罪、仲保、祈り、教会の頭） ③第6—7条 救済論（義認と聖化） ④第8—9条 復活、審判、職制と聖礼典の神的起源。この四部構成の信仰個条配列順序は、その後の部分的削除や増補はあっても、今日の日本基督教団の「信仰告白」前半の神学的基本構造に顕著な影響を与えていると言えよう。第二には、個々の「信仰諸則」のうち特に注目したいのは、第二則（条）である。ここには、「聖書ヲ読ミ且伝フルトキ自己ノ決心ニ任スベキハ充実セル事」とあり、原文では「聖書の解釈に際しては、私的判断の権利と義務を有する」とある。つまり、「同盟会」も「公会」運動も、第六—七則（条）では、「第一宗教改革運動」の正統な救済論を告白しながら、「聖書と伝統」の教理に関しては、聖書の教會的解釈権（信仰告白の規範性）を認めないことが特徴である。逆に信仰的敬虔に基づく「私的解釈権」を承認する点で「第二宗教改革運動」である「福音伝道主義」の体質である「聖書主義」を主張しているのである。このような特徴は、「公会」運動の「第二条例（公会基礎）」に表明された「教会理解」にも共通している。ここには、「単ニ聖書ヲ標準トシ」とあり、一応プロテスタント的聖書原理を掲げる教会として自己を規定するが、これは先の「信仰諸則」の第二則との関連では「聖書主義」の表明と解釈すべ

きである。更に、「第二条例」で「基督公会」の本質を「宗派ニ属セズ」として「無宗派主義」を掲げ、更に「キリストノ名ニ依リ建ツル」「キリストノ僕」、「我儕ノ兄弟」としての霊的一致と交わりを強調している。その限りにおいて明瞭なことは、「歴史性」をもつ教派主体の責任と自覚は犠牲とされ、「教会の霊的一致」を信じる個人、及び各個教会としての各地公会を主体とした、「19世紀エキュメニズム」の特徴と限界を引き継いだ「教会形成運動」であった。従って程なく、「公会」運動を指導した宣教師らの教派主義的な同僚やスポンサーの本国教派が「公会」路線に表立って反対すると、もともと個人プレー的なイニシアティブによる運動ゆえに5年余りで崩壊した。そして、以後は教派型教会形成を前提として、類似の歴史体質を共有する二、三の教派合同はあり得ても、大合同は将来の課題へと後退して行った。そして「福音同盟会」日本支部が、大合同の理想を担う運動として存続する。

第二段階 合同への「ステップ」(1923-1941)

教派型諸教会の形成、「20世紀エキュメニズム」としての「日本基督教連盟」運動と「合同教会案」

日本プロテスタンティズムにおける教会合同に向けての新しいステップ段階は、1923年（大正12）に発足した「日本基督教連盟」の運動により始まる。「連盟」は、1910年のエジンバラ宣教会議以後世界的に発展してきた「20世紀エキュメニズム」の影響下に立っていた。特に1922年に来日した国際宣教協議会議長 J. R. モットの呼びかけで、「福音同盟会」の後継組織となった「日本基督教同盟」を翌年改組して成立した。元来「連盟」は、各教派教会やキリスト教団体という教会主体の運動であり、それらの日本における友誼、協力を目指すものであった。だが次第にキリスト教界を代表する機関のように外部から見られた。そして、戦時色が強まった1939年（昭和14）の「宗教団体法」の成立時には、加盟教派も増大し、教派大合同の為のプラン、「合同教会案」（「教義の大要」も含む）を作成した。そして、1941年（昭和16）には、この合同案を検討しつつ、更に新しい教団の「教義ノ大要」等を定め、30余りの教派教会による大合同ジャンプによりついに日本基督教団が成立した。

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

さて、話を戻して「日本基督教連盟」の「教会理解」を、「日本基督教連盟憲法」が掲げた目的や職能規定に従って考察してみよう。第三条の一には、「日本ニ於ケル基督教諸団体〔教会と団体〕ノ親和協同ヲ図リ全世界ノ基督教会ト一体ノ実ヲ挙グル事」とある。ここで注目すべきは二点ある。第一は曾ての「万国福音同盟会」が個人主体のエキュメニズム運動であったのに対し、「連盟」は諸教派と団体が加盟主体とされている点である。この新原理は、「20世紀エキュメニズム」の「連盟」運動の中で確認された。第二に、「福音同盟会」同様この運動でも、「全世界ノ基督教会ト一体ノ実ヲ挙グル事」という諸教会の「霊的一致」の信仰は維持されていた。従って「連盟運動」とは、各教派型教会の信条、政体、礼拝形態といった「歴史性」の相違を認めつつも、その教派の背後にあるキリストの教会としての「霊的一致」を信じる信仰を前提とする新しいエキュメニズム運動であった。その為、「憲法」第三条五では、「本会ハ教会ノ信条及政治ノ諸問題ニ触ルル権能ヲ有スル者ニ非ズ又其決議ハ強制的ナルモノニアラズ」と、諸教会、団体に対しては単なる調整、協力機関にすぎないことを自己表明していた。

ところがである。先にも述べたように軍国主義政権が制定した「宗教団体法」という教会外からの外圧、特に教会数50以上、会員5千名以上に満たぬ教会は「宗教団体」として公認されないという規定の適用を恐れた小教派は、大合同ジャンプに参加し自派の存続を目指そうとの考えがあった。そこで「連盟」は従来の使命を越えて、大合同のための「合同教会案」を性急に練ることとなった。しかし、この案文中の「教義の大要」に盛られた来るべき合同教会の「信仰理解」は、「福音伝道主義」の理念から見てさえ不十分な内容であった。例えば、この案文の「二、所依の經典」の箇条では、「旧新約聖書を以て所依の經典とす」と一応「聖書原理」を掲げている。しかし、「三、教義の大要」の部分では、「使徒信条」から三位一体の告白と教会、罪の赦し、永遠の命への信仰を箇条的に抜粋し、又「公会」の「信仰諸則」の最終第九箇条から二聖礼典への信仰告白を採用したものと思われる。従ってこの連盟の「教義の大要」を全体として見ると、あの「公会」の「信仰諸則」よりも一層「福音主義的」教理の告白が弱

まり、「第一宗教改革運動」の中心教理である「信仰告白の副次的規範性」、「贖罪論」や「義認と聖化」の信仰告白が除外されていることが分かる。教派を参加主体とした「連盟」は、本来教派の「歴史性」を徹底的に研究し、それ乗り越える包括的教会論を構築すべき使命があったはずである。しかし、逆に各教派がなるべく受け入れやすい「信仰理解」の最大公約数を狙う簡易信条案文作成に流れた。その中身も、「使徒信条」を中心とした「福音主義なき共同主義」止まりの「信仰理解」で合同の教理のコンセンサスを作ろうとした。その点に「連盟」による合同準備の性急さ、杜撰さが伺える。

こうして見ると、合同に向けての日本の「連盟」運動は以下のように評価されるであろう。貢献面としては、「公会」運動以来日本に移植されたキリストの教会の「霊的一致」への信仰を継承し、制度的にも実現しようとする「20世紀型エキュメニズム」運動を教会合同の第二段階、ステップ段階として我が国で開始した点である。歴史的事実は「宗教団体法」という外部からの後押しもあったとは言え、「エキュメニズム」が再び日本の諸教会を合同へ動かしただのである。しかし、この運動を介した教会の合同過程に内在した弱点は次の二点である。第一に、「公会」運動と「連盟」運動という二つのエキュメニカルな合同運動の神学的論理の違いや制度形成上の相違を十分理解して合同ジャンプにむけて、責任ある緻密な段階を追った「歴史認識」を参加教派が確立すべきであった。しかし、それは少数の具眼の士（逢坂元吉郎、熊野義孝など）を除いては殆どできていなかった。第二に、諸教派合同の結果どのような「信仰理解」に立つ「福音主義的公同教会」となるのか、またその合同教会は「歴史性」を異にする各教派教会に対しその歴史的「信仰理解」や教会制度に対しどのような自己変革を求めるのかを明瞭に示す「神学要綱」や包括的教会論的着地点を示さなかった。有り体に言えば殆どの教派にとっては、信仰的最大公約数を纏める簡易信条、簡易教会論で多数を括ればよかった。その姿勢が連盟による「合同教会案」に色濃く現れている。そしてこのような「欠陥ジャンプ」の付けがすぐ回って来て、戦後の教団を更に悩まし続けるのである。

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

第三段階 合同へのジャンプ（1941—現在）

日本基督教団の成立、戦後の「教憲」制定、「会派問題」と「信仰告白」の制定、「社会派問題」と教団の現在の諸課題

では、1941年（昭和16）に成立した日本基督教団は、どのような合同に至る「歴史認識」、「信仰理解」、「教会理解」をもっていたかについて四つの時期に分けて、具体的に考察してみよう。

(1) 最初に、教団成立時の「教団規則」第四条の「沿革」に示された合同に至る「歴史認識」は次のようなものである。「……明治五年二月二日横浜ニ日本基督公会設立セラル是レ我国最初ノ福音主義教会ニシテ何レノ教会ノ派ニモ所属セザルモノナリシモ漸次欧米教会諸派ノ移植セラルルアリ」。教団は合同へのホップ段階の「公会」運動とその崩壊後の教派型教会形成については、一応正しい認識を示している。しかし、「公会」とその後の諸教派がどのような意味で「福音主義教会」なのか、本講演流に言えば「第一宗教改革運動」の系譜なのか、「第二宗教改革運動」の系譜なのか、あるいはその双方なのか、神学的判断は曖昧である。続く合同への「ステップ」、「ジャンプ段階」についても、次のように語るのみである、「……此ノ間屢各派ノ間ニ合同ノ議起コリシガ遂ニ全福音主義教会合一ノ機熟シ昭和十五年十月十七日東京ニ開カレタル皇紀二千六百年奉祝基督教信徒大会ニ於ケル教会合同宣言ノ趣旨ニ基ズキ……翌十六年六月二十四日及二十五日ノ両日東京ニ開催ノ組織總會ヲ経テ茲ニ本教団ノ成立ヲ見ニ至レリ」と。ここで特徴的なことは、合同へのステップ段階となった「連盟」運動の神学的理念や制度的性格に関する認識は薄く、「屢各派ノ間ニ合同ノ議起コリシガ」とさりと扱う。又「宗教団体法」という後押しにも触れず、ただ「全福音主義教会合一ノ機熟シ」と内在的動因のみに言及するだけである。要するに教団成立に至る歴史過程については、「公会」の意義を強く強調する傾向はあるが、その後の諸段階を区別して神学的、制度的問題点を自覚する意味での「歴史認識」は弱い。第二に当時の「信仰理解」を吟味しよう。教団発足時に実際制定された『教団規則』内の「第五条 教義ノ大要」（先に分析した連盟による合同教会案）の「教義の大要」とは異なる）は、恐らく「連盟」のそ

れへの厳しい批判があったのか、関係者による格段の改善努力の跡を認めることができる。なぜならば、この文書に表明された「信仰理解」は、構造的には「公会運動」の「信仰諸則」の順序に倣い、一部「使徒信条」の箇条を加味し、全体として以下の四部構成を取るように仕立て直されていたからである。①イエス・キリストの啓示と聖書証言、②三位一体の神と御子キリストの受肉、贖罪、復活の事業について、③救済論(信仰義認と聖化、永遠の生命)、④キリストの体なる教会、召命共同体、礼拝、聖礼典、福音宣教、主の再臨の希望。このように改善された「大要」により教団は、「第一宗教改革運動」の系譜に立つ福音主義的公同的な「信仰理解」に幾分か接近した。従って、この「大要」は後に1954年に制定される「日本基督教団の信仰告白」の原型とされるのである。しかし、各教派の歴史的信仰告白や信条を検討して、様々な神学的問題点を総合的に指摘しつつ形成された教団の「神学的要綱」とは到底言えない。寧ろ各教派の信仰の最大公約数をまとめたごく簡易な「大要」である。その問題点に加え、1941年時点では、この「教義ノ大要」は飽くまで『教団規則』内の「大要」であり、聖書正典の教會的解釈を告白する「信仰告白」の位置づけをされてはいない。「聖書と伝統」の規範性に関しては、当時の教団は寧ろ次のような不鮮明な立場を表明している、「第六条 本教団ハ旧新約聖書ヲ以テ所依ノ教典トシ使徒信条其ノ他ノ信仰ノ告白ニ準拠ス」と。聖書正典を「教典」とはするが、明確な「正典」告白には至っていない。その上、「信仰告白」、「使徒信条」が教會的信仰に対して有する副次的規範性の告白もなく、「規範とする」とも「(規範ではないが) 依拠する」とも取れる極めて曖昧な「準拠ス」という表現に止まっている。その意味で、教団は「聖書と伝統」の教理理解では、「福音主義的公同主義」の理念の立場からすると、いまだ不満足な理解にあった。

(2) さて、1945年(昭和20)の太平洋戦争敗戦と日本の軍国主義政権の崩壊に伴う「宗教団体法」の廃止により、「外圧」が一応外された日本基督教団は、戦後民主化社会に相応しく再編成と再出発をすることを求められた。そこで、1946年(昭和21)に、教団は「教憲」の制定を行い、「教会理解」を改めて整え直した。合同ジャンプ後、試みられた「実質化ジャンプ」の一環である。その

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

「教憲前文」に表明された「教会理解」についてその大まかな構造を纏めれば以下のようなになる。①神の聖なる意志，召し，聖霊の恩寵による「聖なる公同教会」の結集。②可視的—不可視的な教会への信仰と福音宣伝，聖礼典執行の使命と主の再臨への希望。③教団合同への「歴史認識」の再表明。先ず，この「前文」の①，②では，「第一宗教改革運動」の教会論の遺産である「不可視的—可視的な聖なる公同教会」の概念が合同ジャンプの「実質化のための神学的着地点」として漸く自覚，表明されるようになった。更に「歴史認識」については，「我が国に於ける三十有余派の福音主義教会及其他の伝統を有する教会は」，「奇しき摂理の下に御霊の賜ふ一致により各その歴史的特質を尊重しつつ，聖なる公同教会の交わりに入るに至れり」と語る。ここでは，「公会」運動以来継承されてきた教会の「霊的一致」への信仰が再確認された。しかも1941年当時の「沿革」よりは幾分改善されて「連盟」以来の諸教派が立脚してきた「20世紀エキュメニズム」の原理たる「歴史的特質を尊重しつつ」という姿勢が表明されている。しかし，依然として「公会」運動に続く「連盟」運動の歴史役割の認識が不明確であること，「宗教団体法」の「外圧」の認識が表明されていない欠点などが指摘されよう。更に簡易教会論で合同の実質ジャンプを進めようとする傾向は，例えば「教憲」の第一，第二条を注意深く読むと判明する。「第一条 本教団は主イエス・キリストを首と仰ぐ公同教会にして……」とあるが，既に各方面から批判があるように，他の諸教派を除外して教団のみが「公同教会」であるかのように自己理解していると誤解される危険性を孕んでいる。又「聖書と伝統」の理解も依然不十分である。「第二条 本教団は旧新約聖書を神の言にして救いの要道を悉く載せたるものなりと信じ使徒信条其の他の信仰の告白に準拠するものとす」とある。ここには聖書が救いにとって「十分性」と規範性を有することを明確化した進歩が認められる。しかし，信仰告白や使徒信条の「規範性」については，「準拠」と表現され，聖書に次ぐ「拘束性」を認めるのか，それとも自発的「賛美告白」ととどまるのか，曖昧のままにされた。「教憲」第三条には，1941年の「教義ノ大要」とほぼ類似した「教義の大要」が採用されており，既にその内容と問題点は指摘したのでここでは繰り返さない。

総じて1946年に制定された「教憲」に内在していた以上のような諸問題点は、やがて戦後の教団を横殴りに襲う二つの大きな試練的突風である「会派問題」、「社会派問題」によって暴露された。

(3) 「会派問題」とは、1945年から1950年代前半にかけてかなりの数の旧教派的グループ（日本福音ルーテル教会、日本基督教会、日本バプテスト同盟、ホーリネス教会など）が独自の「歴史性」を主張し、「会派」として「公認」を受け活動することを教団から求めた運動である。その理由としては、彼らは1941年の大合同ジャンプの決断を「宗教団体法」の後押しによるものであり、神学的にはコンセンサスを欠く未熟なものであるとしたことである。だから、今一度時計のネジを逆にまわし、「連盟一部制」方式の原理の踏切地点に帰り、そこで教団を「会派」を主体とした連盟に再・再編して「合同」の実質化を試みようとしたのである。この当時の「会派主義者」の主張には、ある種の妥当性と、にも拘わらず教団への責任回避的な二つの問題点が潜んでいた点を指摘せざるをえない。成る程、1941年時点での大合同ジャンプ踏切の未熟さ、性急さについての指摘正しい。しかし、第一に、それほど自派の「歴史性」が大切ならば、「宗教団体法」が求めた会員5千人以上、教会数50以上の「宗教団体」公認資格をクリアした教派までがなぜこの大合同に参加したのかという疑問が残る。それこそ、旧教派の「歴史性」を盾にとり、教団に参加せず別個に「宗教団体」として公認される道を求めることもできたはずである。だから、軍国主義に押し付けられて「教団」の参加させられたという被害者意識を剥き出しにして、「連盟一部制—会派」方式に回帰する立場は説得的ではない。第二に、教団に参加した総ての旧教派グループは、理想の教団の教会論的着地点を「福音主義的公同教会」に定め、他の旧教派の歴史や信仰告白をも十分研究し、自派以外の教会論を考慮して神学的に総合したヴィジョンを練って提出する義務をおっていた。ところが、そうした教団形成のための教会論形成の責任は無視し、教団の「霊的一致」を犠牲にして「歴史性」を優先する教団内「会派」を公認せよ、できれば自派は離脱するというわけである。この姿勢は正しかったのだろうか。これに対して、教団は苦汁のうちに「もし教会性をもてる会派を公認す

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

るならば、精神的誠実が会派に吸収されて、教団は名目のみの存在となるだろう」とし、1950年（昭和25）の第六回教団総会で会派は公認せずとの対応策を決定した。これに反発し、先に指摘したようなかなりの数の旧教派グループや各個教会が教団を離脱した。思うに、会派主義者の離脱も、戦中の性急な合同参加に劣らぬある意味では無責任で性急な決定であった。

この「会派問題」の突風が一応沈静化した1954年（昭和29）に、教団は「日本基督教団信仰告白」を制定した。その形式を見ると、旧日本基督教会の「信仰告白」に倣い、前半で福音主義的教理、後半で「使徒信条」を告白する形式を取った。しかし、前年に招集され制定準備に当たった「信仰告白制定特別委員会報告」によると、従来の「教憲」第二、三条以上に聖書の正典性と十分性や贖罪論の明確化、義認の中心を押さえつつも赦しに続く潔めを強調し、そして教会の終末論的・倫理的な性格を明確化するとの方針で案文が検討されたという。適切な指針である。その結果、以下の教理構造をもつ現行の「信仰告白」が定められた。①聖書正典の被靈感性、証言性、規範性、②三位一体神とキリストの事業（受肉、十字架の犠牲、贖罪）、③神の選び、信仰義認と聖化、④教会の使命と本質（礼拝、宣教、聖礼典の執行、愛の業、再臨の希望）、そして後半で使徒信条の告白。繰り返すまでもなく、前半の四部構成は、あの「万国福音同盟会」の「教理的基礎」に基づく「公会」運動の「信仰諸則」の基本構成の伝統を受け継ぐものである。勿論全体として依然として簡易信条、簡易教会論の限界内にあるが、かつての「教憲」内の「教義ノ大要」に比べかなりの改善が見られる。聖書論と救済論理解上の改善は無論のこと、特に「信仰告白」の教会論に注目すると以下の特徴が分かる。最初に、教会は「主キリストの体」であるのみならず、恵みによる「召命共同体」としての本質が告白されている。その上で、教会の「使命」として、「公の礼拝」と「福音を正しく宣べ伝え」、「バプテスマと聖礼典」の執行すべきことを強調する。この教会の使命の告白は、明らかに「み言葉の宣言者としての教会」論の伝統に立っている。最後に、教会的倫理の中心として「愛のわざ」と「主の再臨への希望」ある生活の意義を強調している。従って全体として見ると、「会派問題」という突風の試練を経

て漸く教団は、実質的なジャンプのための着地点として「福音主義的公同主義」的な教会論を簡易な「信仰告白」の形で一応告白したのである。

ところがである。全体として改善された「信仰告白」にも「画竜点睛を欠く」諸問題が残っていた。それは、これまでも指摘したように、「聖書正典」の規範性は確立しても、依然「非信条主義」系教会を抱えている教団は「信仰告白」の「聖書に規制された規範性」については敢えて神学的、そして教会法的確定を避けてきたという問題である。それが証拠に、「信仰告白」に関する「制定委員会」の「付带的説明」では、信仰告白は自発的な賛美告白でありつつ、「教団を律する拘束性をもつもの」として、両面の関係を単に並列させているだけである。従って、「信仰告白」の「賛美告白」の自発性と「拘束性」との関係についての神学的解明の課題は曖昧なまま残された。第二に、1946年以後1962年(昭和37)にかけて幾度か改定され作られた現行の「教憲」第一条では「教団は……本教団の定める信仰告白を奉じ……」、又同第七条では「所属教会は、本教団の信仰告白を奉じる者の団体」と規定されている。この「奉じる」を1962年の「教憲改正案解説」では「保持する」つまり「告白する」と同義であると解説している。しかし、結局「信仰告白」を拘束性あるものとしているのか、そうでないのか曖昧なまま残されたのである。

(4) この「信仰告白」の規範性問題の解決へ教団が更なるジャンプを試みる前に、60年代末期から第二の突風というべき「社会派問題」に襲われた。その結果、教団の合同実質化ジャンプは今日迄大きく頓挫させられているのである。紙面の関係で、この問題に関しては簡略に述べるに止めよう。「社会派問題」は、当時の全共闘運動などに影響されたいわゆる「問題提起者」たちの「万国博キリスト教館出館」批判を材料にしてなされた資本主義体制批判に同調し、教団内外で様々な社会変革活動を遂行した諸グループの「社会派連合」により引き起こされた。そしてそれに対抗する「教会派連合」との対立による教団、教区における教団形成路線とリーダーシップ把握をめぐる紛争問題のことである。当初は、教団の社会的倫理的使命をめぐる路線闘争の性格を色濃くしていた。しかし、やがて70年代から、「社会派連合」系の教団リーダーの登場と共

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

に、教団問題は「信仰と職制」領域の混乱に及び、社会派連合の多くが教師検定試験の合格基準における「信仰告白」の基準性の無視、「信仰告白」と「教憲」改悪、聖書正典批判、未受洗者の陪餐許可、二重教職制の廃止、未だ按手礼を受けていない者の聖礼典執行などを主張し実践した。つまり、この「社会派問題」により、教団は全体として、合同実質化のジャンプも踏み切れないどころか、「福音主義的公同教会」理念という目標も、それに至る「三段跳び」トラックの道筋まで不明確化させられたのである。しかしながら、1996年秋の第三十回教団総会で選出された「福音主義的」な教団議長、副議長のリーダーシップにより漸く従来の「社会派連合」主導の教団運営に対して改革の楔が打ち込まれた。このような改革の継続と教団本来の課題である「実質的合同ジャンプ」の実現こそ、今後の教団の最大の課題である。以下本講演の議論を要約し、これらの課題遂行のための幾つかの神学的、制度的改革ガイド・ラインを提言して結びたい。

結論 教団を「伝道する福音主義的公同教会」とする実質的合同ジャンプのために

(1) 「歴史認識」。教団成立に至る日本プロテスタンティズムの大きな流れの一つは、世界教会史における「エキュメニズム」との交流により発生した三段階に亙る「教会合同運動」を中核とした歩みである。それを「三段跳び」に譬えれば、「ホップ段階」は、「公会」運動と「万国福音同盟会」日本支部による運動（1872—1923）、「ステップ段階」は「日本基督教連盟」運動と「教会合同案」の準備（1923—1941）、最後の「ジャンプ段階」は教団成立とその後の諸問題を克服して徐々に「福音主義的公同教会」へ実質的にジャンプを続けるそれである。しかし、目下この課題の前進を阻害している最大要因は「社会派問題」であり、「社会派連合」運動が目指すのは、これまで指摘した日本プロテスタンティズムの「信仰理解」と「教会理解」の深化と蓄積の財産全体に亙る社会派的な批判と否定である。これに対抗し、教団改革を遂行するためには、今一度、日本プロテスタンティズムが辿った神学理念形成の歩みを総括し、新たな理念を再確認しなければならない。

(2) 21世紀の教団の神学理念としての「伝道する福音主義的公同教会」。幕末、明治初期に日本に移植されたプロテスタンティズムは、「公会」運動、諸教派においても、「第一宗教改革運動」の成果である「福音主義的公同主義」というよりも、18、19世紀以後の「第二宗教改革運動」に由来する「福音伝道主義」的特質を有するものであった。しかし、日本における「三段跳び」的な「教会合同運動」の歩みの中で、教団はその「信仰理解」と「教会理解」を何れも簡易信条や簡易教会論（「教団信仰告白」、「教憲」前文、その他）の形式ではあるが、「第二宗教改革」的な「福音伝道主義」の理念から、「第一宗教改革」的な「福音主義的公同主義」のそれに近いものへと試行錯誤の末発展させて行った。にも拘らず「信仰告白」の副次的規範性問題は、残念ながら神学的にも「教憲」の上でも未解決である。従って、「信仰告白」の規範性問題を神学的に解決し、それと共に「福音主義的公同主義」の理念と「第二宗教改革」の良き遺産である熱烈的な「伝道心」と「心の宗教」の敬虔主義的霊的生活を総合した「伝道する福音主義的公同主義」の理念を確立し共有することである。

(3) 「信仰告白」における「拘束性」と「賛美告白」との神学的関係。この問題の解決の為の一試案として、「ローマの信徒への手紙」10・8—13の釈義による解決を提案したい。このテキストでは、第一に使徒が宣べ伝えた「イエスは主である」や「イエスの復活」を告げる「信仰の言葉」、即ち原始キリスト教会のケリュグマ的信仰告白の言葉を「心で信じて義とされる」(10)とある。つまり、ここでは「信仰告白の言葉＝ケリュグマ」の部分が「拘束性＝規範性」を持ち、これを「心で信じる」ことが「義認」の根拠と理解される。次いで、「口で公に言い表して救われる」とある。つまり義認に続き、「(ケリュグマ+ディダケー（倫理）を併せて) 信仰告白の言葉」を礼拝や公の場で「口で言い表す」自発的な賛美は、聖化による「救い」の生活の大切な行為として継続する。このように、教団の「信仰告白の言葉」を義認と聖化と関連させ、それぞれ「拘束力ある言葉」、次いで「自発的に賛美する言葉」として機能を区別し、その上で救済論的に統合すべきである。この神学的コンセンサスに立ち、将来「義憲」の当該の規定を改正するのが良い。

伝道する福音主義的公同教会へジャンプ！

(4) 「伝道する福音主義的公同主義」の確立のための神学的対話、「神学要綱」の作成、そして教会政治的協力。現在の教団を構成する諸旧教派グループでは、改革派—長老派—旧日本基督教会系連合長老会、ないし改革長老教会協議会の諸教会は、移植期にはアメリカ経由の「第二宗教改革運動」的特質を持ちつつも、バルトラの「新正統主義神学」の影響などで「第一宗教改革運動」の神学原理に近い神学体質を次第に整えて来た。他方、メソヂスト派—更新伝道会、会衆派—同信会、バプテスト派—新生会、ホーリネスの群れなどの福音主義者は、旺盛な「伝道心」と豊かな福音伝道主義的霊的生活を形成する「第二宗教改革運動」の伝統を継承している。本講演で提案した「伝道する福音主義的公同主義」の理念の形成提案は、これらの諸グループの良き信仰遺産を総合するための真摯な多角的神学的討論の必然性とそのような対話を継続するフォーラムを求める。そこでは、旧教派グループないしその信仰的遺産を継承する個人は、それぞれの旧教派神学、信仰告白、教理問答などを踏まえて、その神学的伝統の観点から簡易信条である「日本基督教団信仰告白」の諸教理や「教憲」の簡易教会論の意義について神学的解釈を提出することを期待される。その上で、フォーラムは上記の解釈作業を総合してより精緻に形成された「伝道する福音主義的公同主義」の神学理念と「教会論」を纏めた教団の「神学的要綱」を作成する。そのような「神学要綱」を活用しつつ、教団、教区政治において「社会派連合」の活動をコントロールし、教団改革を推進する「伝道する福音主義的公同の政治連合」を形成する。それは何のためか？ ただ一つ、教団を「伝道する福音主義的公同教会」として合同実質化へとジャンプするためである。さあ、皆さんと一緒に、このような課題を自覚しつつ更にジャンプしよう。

(本稿は、1999年2月28日松山地区東神大後援会講演会でその大半を発表予定にしている講演原稿である)